

競争入札参加資格の確認及び令和 3 年度等級格付にかかる書類提出について

上記について、お問い合わせをいただくことのある今年度のスケジュールや申請書類の条件等について、昨年度の条件等と同様ではありますが、念のためにお知らせします。

記

1 スケジュール（予定であり、変更の可能性があります。）

- (1) 手引き・様式等のホームページ掲載，案内ハガキの発送
・・・令和 2 年 **1 0 月 上旬**
- (2) 更新書類の提出
・・・郵送受付：令和 2 年 **1 1 月 上旬～中旬**
- (3) 新格付の通知
・・・令和 3 年 3 月末
- (4) 新格付の有効期間
・・・令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

【御注意ください。】

(2)の提出期間内に書類を提出しなかった場合の取扱い

- ㊦ 令和 3 年 4 月 1 日付で格付されません。
- ㊧ 令和 3 年 4 月 1 日付で参加停止とします。
- ㊨ 上記㊧は必要書類提出を確認した時点で解除します。
- ㊩ 上記㊧の前日までに上記㊨が満たされた場合は参加停止となりません。
- ㊪ 上記㊩の場合でも令和 3 年度中は格付されません。

2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書については、以下の条件を全て満たすこと

- (1) **審査基準日が平成 3 1 年 4 月 1 日以降**であること
 - ※ 判定基準日（令和 2 年 1 0 月 3 1 日）の 1 年 7 箇月前以降に審査を受けたものに限るため。
 - ※ ただし、前述にかかわらず新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた事業者については、平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとします。

(2) **審査結果通知日が令和2年10月31日まで**にあること

※ 判定基準日（令和2年10月31日）時点における書類で格付を行うため。

【御注意ください。】

上記の条件を満たす書類を提出しなかった場合、令和3年度は格付されません。

3 不当要求防止責任者講習受講修了書については、以下の条件を満たすこと
平成28年11月1日以降、令和2年10月31日以前の発行であること

4 その他

例年、郵送での受付に加え、窓口での受付を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則として、郵送での受付とする予定です。